

基準 19 ハロゲン化物消火設備の設置および維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

- (1) ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器または貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準 18、第 1、第 1 項第 1 号の規定の例によること。
- (2) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法に適合するものであること。
- (3) 選択弁は、基準 18、第 1、第 1 項第 3 号の規定の例によること。
- (4) 容器弁の開放装置は、基準 18、第 1、第 1 項第 4 号の規定の例によること。
- (5) 配管等は、基準 18、第 1、第 1 項第 5 号アの規定の例によること。
- (6) 防護区画の構造等は、次によること。
 - ア 基準 18、第 1、第 1 項第 6 号ア（Ⅶ、Ⅷ）およびハロン 1301 を放射するものはⅨを除く。）の規定の例によること。
 - イ 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◇
 - ウ HFC-23、HFC-227ea または FK5-1-12 を放射する防護区画には、第 19-1 式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。

第 19-1 式

$$A = K \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口面積（ cm^2 ）

K：消火剤による定数（HFC-23：2730 HFC-227ea：1120 FK5-1-12：580）

Q：噴射ヘッドからの最大流量（ $\text{kg}/10\text{sec}$ ）

P：許容区画内圧力（Pa）

ΔP ：ダクト等の圧力損失（Pa）

- エ 規則第 20 条第 4 項第 16 の 3 号に規定する「過度の温度低下を防止するための措置」は、防護区画内の温度が 0°C を下回るおそれのある防護区画に講じること。
- (7) 制御盤は、基準 18、第 1、第 1 項第 7 号の規定の例によること。
- (8) 火災表示盤は、基準 18、第 1、第 1 項第 8 号の規定の例によること。
- (9) 起動装置は、基準 18、第 1、第 1 項第 9 号（ウⅨを除く。）の規定の例によること。
- (10) 音響警報装置は、基準 18、第 1、第 1 項第 11 号の規定の例によること。
- (11) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、基準 18、第 1、第 1 項第 12 号アおよびイ（イのただし書を除く。）の規定の例によること。ただし、自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の 1% 以上とすることができる。
- (12) 保安のための措置は、基準 18、第 1、第 1 項第 13 号の規定の例によること。
- (13) 非常電源の容量は、基準 18、第 1、第 1 項第 15 号の規定の例によること。
- (14) 標識等は、基準 38 によること。

2 局所放出方式のハロゲン化物（ハロン 2401、ハロン 1211 または ハロン 1301 を放射するものに限る。）消火設備は、基準 18、第 1、第 1 項（第 6 号、第 10 号、第 13 号および第 14 号を除く。）ならびに第 2 項第 2 号および第 3 号の規定の例によるほか、駐車の用に供される部分、通信機器室および指定可燃物を貯蔵し、もしくは取り扱う防火対象物またはその部分以外の部分で、次に掲げる場所に設置することができる。

- (1) 予想される出火場所が、特定の部分に限定される場所
- (2) 全域放出方式または移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不適当と認められる場所

3 移動式のハロゲン化物消火設備については、基準 18、第 1、第 3 項の例による。

第 2 特例適用の運用基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 基準 13、第 2、第 10 項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。

2 基準 18、第 2、第 2 項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。この場合「二酸化炭素」は、「ハロン 2401、ハロン 1211 または ハロン 1301」と読み替えるものとする。

3 基準 18、第 2、第 3 項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。